

新座市みどりのまちづくり条例による公共施設の緑化基準

新座市みどりのまちづくり条例第3条第1項の施行に際し、公共施設の緑化基準を次のとおり定めるものとする。

用語の定義

- 1 高木とは、将来を含め成木としての樹高が3.5m以上のもので、植栽時の樹高が1.0m以上のものであるとする。
- 2 低木とは、高木以外のもので、地被類（芝等）及び生け垣の植栽は可能とする。
- 3 街路樹とは、道路用地の中に列状に植栽された高木をいう。
- 4 植樹帯とは、帯状に樹木が植栽された部分をいう。
- 5 植栽地とは、既存の樹木等を保全し、または新たに植栽する場所をいう。
- 6 特殊緑化とは、建築物の屋上及び建築物の壁面を使用した緑化とする。

緑化基準

- 1 道路、公園、運動場、学校及び保育所の緑化
 - (1) 道路、公園、運動場、学校及び保育所の緑化基準は、別表第1に定めるとおりとする。
 - (2) 公園、運動場、学校及び保育所の緑化面積は、高木や芝など緑に覆われた部分の面積とする。
- 2 庁舎等の緑化
 - (1) 庁舎等の緑化は、別表第2の緑化率以上を行うものとする。
 - (2) 原則として、道路に接する部分に植栽地を設けることとする。
 - (3) 植栽の基準は、緑化面積10㎡当たり高木1本以上及び低木20本以上植栽するものとする。
 - (4) 樹高4m以上の高木は、樹高の6割を直径とする円面積を加算できるものとする。
 - (5) 生け垣とは、高さ1m以上の樹木を四つ目垣又は同等のもの組み合わせ列植したものと、垂直投影面積（真横から見た面積）を加算できるものとする。
- 3 特殊緑化の植栽基準
 - (1) 緑化可能な余地が敷地内に設けられない場合、商業地域又は近隣商業地域内では緑化面積の100%を特殊緑化に代えることができ、それ以外の用途地域内では緑化面積の50%を特殊緑化に代えることができるものとする。
 - (2) 屋上緑化とは、建築物の屋上で人の出入り及び利用可能な部分に、低木、芝その他の地被植物、コケ類又は多肉性植物類を植栽することで、次の要件を満たした時は植栽する面積を緑化面積とすることができる。
 - ア 緑化部分とその他の部分が明確に区分できること。
 - イ 樹木等を育成するために必要な植栽基盤が設けてあること。
 - ウ 給水設備等の樹木等育成に必要な設備が設置され、恒久的な維持管理ができること。
 - (3) 壁面緑化とは、建築物の壁面に延長1メートル当たり3本以上の多年性ツル植物を植栽するもので、植物を誘引する施設（ネット、メッシュフェンス等）がある場合は、当該誘引施設で被われている面積を緑化面積とすることができ、誘引施設がない場合は、緑化しようとする壁面の水平延長に垂直延長（限度1メートル）を乗じて得た面積を緑化面積とすることができる。
 - (4) ベランダの緑化とは、内側の土壌基盤等（建物に固定されたプランターなどを含む）の部分の縁石等により区画された土地とみなし、その中に植栽した植物ごとに緑化面積を算定する。
 - (5) 太陽光発電装置の水平投影面積（支柱や支保の部材を含む）を緑化面積に算入することができる。

ただし、面積算入にあたっては、「緑化を要する面積」により算定した緑化面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。

埼玉県と協議

敷地面積3,000㎡以上の建築行為（新築、改築、増築等）を行う場合、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条に基づく緑化計画届出の対象となることがあるため、事前に県と協議するものとする。

H31.3.7 市長決裁

別表第1

区分	対象	緑化基準
道路	市が設置又は管理する道路で植栽可能な道路	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩道の幅員が3.5m未満のものについては、街路樹等を植栽するよう努める。 2. 歩道の幅員が3.5m以上のものについては、街路樹を植栽するとともに、道路延長の50%以上の植樹帯を設ける。
公園	市が設置又は管理する公園	都市公園は敷地面積の30%以上を緑化し、これ以外の公園については可能な限り植栽地を設ける。
運動場	市が設置又は管理する運動場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地面積から競技面積を除いた面積の20%以上の植栽地を設ける。 2. 敷地内で道路に接する部分に植栽を行う。
学校	市が設置又は管理する学校	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地面積から建築面積を除いた面積の20%以上の植栽地を設ける。 2. 壁面又は屋上を緑化する。 3. 学校校地で道路に接する部分に植栽を行う。
保育所	市が設置又は管理する保育所	敷地面積から建築面積を除いた面積の15%以上の植栽地を設ける。

別表第2

敷地面積	500～1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業 近隣商業	左記以外	商業 近隣商業	左記以外
緑化率	10%	10%	10%	20%